

高島市告示第145号

高島市中小企業者等物価高騰対策支援金給付要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

高島市長 福井正明

高島市中小企業者等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、物価高騰により大きな影響を受けている市内中小企業者等に対して、その事業の継続を支え、雇用の安定化をはかることを目的に、中小企業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者等」とは、次の各号に掲げるいずれかを満たす者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または小規模企業者（個人事業者を含む）。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に定める法人または特定非営利活動促進法（平成10年法第7号）に定める法人であって、その資産、財産等の額および常時使用する従業員の数が、その事業に応じて前号に掲げる者と同等と認められる者

2 この告示において、「従業員」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 中小企業者等に週20時間以上の勤務条件で雇用（有期、無期を問わない。）されており、雇用保険に加入している個人
- (2) 市内の事務所または事業所を主たる勤務地として勤務する者

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、令和5年7月1日および申請時点において、市内に事務所または事業所を有し、次に掲げる要件の全てを満たす市内中小企業者等とする。

- (1) 令和5年7月1日までに事業を開始しており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 従業員を1人以上雇用していること。
- (3) 事業収入（売上）が主たる収入であること。なお、第2条第1項第2号イに掲げる市内中小企業者等については、収益事業を行っていることをもってこれに代える。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 以下のいずれの補助金等も受給していないこと

ア 高島市農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年

高島市告示第155号)に規定する補助金

イ 高島市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱(令和5年高島市告示第15号)に規定する補助金

ウ 高島市医療機関物価高騰対策支援金交付事業実施要綱(令和5年高島市告示第11号)に規定する支援金

エ 高島市介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金(令和5年高島市告示第12号)に規定する支援金

オ 高島市認定こども園等原油価格・物価高騰対策支援金支給要綱(令和5年高島市告示第14号)に規定する支援金

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従業員の数が10人以下の市内中小企業者等 5万円

(2) 従業員の数が10人を超える市内中小企業者等 従業員の数に5千円を乗じて得た額(25万円を限度とする)

2 支援金の給付は、1対象者当たり1回限りとする。

(支援金の給付等)

第5条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高島市中小企業者等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に別表に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、給付すべきものと決定したときは、申請者からの申請に基づき支援金を給付するものとする。また、給付しないことを決定したときにおいては高島市中小企業者等物価高騰対策支援金申請棄却決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第6条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が偽りその他の不正の手段により支援金の給付を受けたと認めるときは、支援金の給付の決定を取り消すものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年8月1日から施行し、令和5年10月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項に規定する申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

必要な添付書類	
1	事業収入（売上）状況等が確認できる書類
2	事業所所在地や事業内容等を記載した書類
3	従業員数が確認できる書類
4	支援金の振込先を確認できる書類
5	その他、市長が必要と認めるもの